

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：須賀川地方保健環境組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	73.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.6%
全職員	73.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
所長相当職	—
所長補佐相当職	—
係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	—
31～35年	—
26～30年	—
21～25年	—
16～20年	—
11～15年	—
6～10年	—
1～5年	—

【説明欄】

全職員の男女比はおよそ6：4であるところ、全ての常勤女性職員が勤続年数10年以下であり、相対的に給与水準の低い職員が女性に偏っている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員（本組合では、再任用職員及び会計年度任用職員が該当する。）の給与差は、本組合条例で定める職員区分毎の給料・手当の支給金額及び支給範囲の差によるものである（令和6年3月31日時点において、本組合の再任用職員は全て男性職員、会計年度任用職員は全て女性職員である）。

なお、役職段階別区分中「所長相当職」欄及び「所長補佐相当職」欄並びに勤続年数別区分中勤続年数11年以上の職員に関する欄については、上記のとおり該当する役職及び勤続年数の女性職員が、勤続年数別区分中「1～5年」欄については、該当する勤続年数の男性職員がそれぞれ存在しないことから、男女の給与差は算出不可能である。

また、役職段階別区分中「係長相当職」欄については、該当職員が男女各1名ずつ、勤続年数別区分中「6～10年」欄については、男性2名、女性1名と、各対象者数が僅少であり、特定職員間の給与差異等が明らかになるおそれがあることから、当該箇所に係る男女の給与差は、情報公表の対象外とした。

* 算出対象は、令和5年4月から令和6年3月までに支給された各給与である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。